

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的（第一条関係）

この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の特例を定めることを目的とすること。

二 定義（第二条関係）

この法律における「個人番号」等の用語の定義を定めるものとする。

三 基本理念（第三条関係）

1 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならないものとする。

(一) 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることにより、行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資すること。

(二) 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

(三) 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求め、これを避け、国民の負担の軽減を図ること。

(四) 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法令に定められた範囲を超えて利用され

、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならないものとする。

3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが1の(一)の実現のために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、氏名、住所、個人番号その他のカード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならないものとする。

4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが1の(二)及び(三)を実現するために必要であることに鑑み、個人情報保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人

情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならないものとする。

四 国の責務（第四条関係）

国は、三の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。また、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

五 地方公共団体の責務（第五条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

六 事業者の努力（第六条関係）

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二 個人番号

一 指定及び通知（第七条関係）

1 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、二の二により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないものとする。

2 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、二の二により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないものとする。

3 市町村長は、1又は2による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円

滑に受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法による転入の届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならないものとし、市町村長は、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の措置を講じなければならないものとする。

5 4の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならないものとする。

6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならないものとする。

7 通知カードの交付を受けている者は、個人番号カードの交付を受けようとする場合等には、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならないものとする。

二 個人番号とすべき番号の生成（第八条関係）

1 市町村長は、一の1又は2により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 機構は、1により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、次の要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

- (一) 他のいずれの個人番号（一の2の従前の個人番号を含む。）とも異なること。
- (二) 1の住民票コードを変換して得られるものであること。
- (三) (二)の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

三 利用範囲（第九条関係）

1 別表第一の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防

災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

3 健康保険法、相続税法、厚生年金保険法、租税特別措置法、所得税法、雇用保険法又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による1又は2の事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

4 3により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害じんに対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する激甚災害が発生したとき等に、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

5 第四の一の1の十一から十四までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

四 再委託（第十条関係）

個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

五 委託先の監督（第十一条関係）

個人番号利用事務等の委託をする者は、特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

六 個人番号利用事務実施者等の責務（第十二条、第十三条関係）

1 個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

2 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務

において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならないものとする。

七 提供の要求（第十四条関係）

1 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができるものとする。

八 提供の求めの制限（第十五条関係）

何人も、第四の一の1の(一)以下のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならないものとする。

九 本人確認の措置（第十六条関係）

個人番号利用事務等実施者は、第二の七の1により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係

るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならないものとする。

第三 個人番号カード

一 個人番号カードの交付等（第十七条関係）

1 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならないものとする。

3 2の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならないものとする。

4 2の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならないものとする。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならないものとする。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合等には、その効力を失うものとする。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合等には、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならないものとする。

二 個人番号カードの利用（第十八条関係）

1 個人番号カードは、第二の九による本人確認の措置において利用するほか、次の(一)又は(二)に掲げる者が、条例（二の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、(一)又は(二)に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができるものとし、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失

又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならないものとする。

- (一) 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- (二) 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関等であつて政令で定めるもの 当該事務

第四 特定個人情報の提供

一 特定個人情報の提供の制限等

1 特定個人情報の提供の制限（第十九条関係）

何人も、次のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないものとする。

- (一) 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- (二) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（十の場合を除く。）。

(三) 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

(四) 機構が第二の七の２により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

(五) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

(六) 住民基本台帳法の規定により特定個人情報を提供するとき。

(七) 別表第二の第一欄に掲げる者（以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(八) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として

政令で定める措置を講じているとき。

(九) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(十) 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替機関等が社債等の発行者又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が、第二の三の三の書面に記載されるべき個人番号として、当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(十一) 第六の二の三により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

(十二) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計

検査院の検査（第六の二の4において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

〔十三〕 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

〔十四〕 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

2 収集等の制限（第二十条関係）

何人も、1の(一)以下のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないものとする。

二 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

1 情報提供ネットワークシステム（第二十一条関係）

総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するとともに、情報照会者から一の1の(七)により特定個人情報の提供の求めがあったときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨

を通知しなければならないものとする。

2 特定個人情報の提供（第二十二條関係）

(一) 情報提供者は、一の1の(七)により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて1による総務大臣からの通知を受けたときは、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならないものとする。

(二) (一)による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなすものとする。

3 情報提供等の記録（第二十三條関係）

(一) 情報照会者及び情報提供者は、一の1の(七)により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、情報照会者及び情報提供者の名称等を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を保存しなければならないものとする。

(二) 総務大臣は、一の1の(七)により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、(一)で記録さ

れる事項と同様の事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を保存しなければならないものとする。

4 秘密の管理（第二十四条関係）

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（一の1の(七)による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならないものとする。

5 秘密保持義務（第二十五条関係）

情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

第五 特定個人情報の保護

一 特定個人情報保護評価

1 特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針（第二十六条関係）

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（以下「指針」という。）を作成し、公表するとともに、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

2 特定個人情報保護評価（第二十七条関係）

(一) 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数その他の事項を評価した結果を記載した書面（以下「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるとともに、特定個人情報保護委員会規則で定めるところ

により、得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする
こと。

(二) 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第六の二の三により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、(一)の承認をしてはならないものとする
こと。

(三) 行政機関の長等は、(一)により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする
こと。

(四) (三)により評価書が公表されたときは、二の1の(一)により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法の規定による通知があったものとみなすものとする
こと。

(五) 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第四の1の(七)により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を求めてはならないものとする
こと。

3 特定個人情報ファイルの作成の制限（第二十八条関係）

個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第四の一の1の十一以下の
〔 以下 〕
いずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号
利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならないもの
とすること。

二 行政機関個人情報保護法等の特例等

1 行政機関個人情報保護法等の特例（第二十九条及び第三十条関係）

(一) 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報並びに第四の二の3の一の記録に関し、
行政機関個人情報保護法の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定
めるものとする。

(二) 独立行政法人等が保有する特定個人情報並びに第四の二の3の一の記録に関し、独立行政法人等
個人情報保護法の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定めるもの
とすること。

(三) 個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報に関し個人情報保護法の規定の適用について、取扱いの制限等に係る特例を定めるものとする。

(四) 総務省が保有し、又は保有しようとする第四の二の三の(二)の記録に関し、行政機関個人情報保護法の規定の適用について、開示請求等に係る特例を定めるものとする。

(五) 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第四の二の三の(一)の記録について、独立行政法人等個人情報保護法の保有個人情報の開示請求等の規定を準用するものとする。

2 地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護（第三十一条関係）

地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置

を講ずるものとする。

3 個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護（第三十二条から第三十五条まで関係）

個人番号取扱事業者（個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者を除く。）が保有する特定個人情報
情報の保護について、所要の規定を整備するものとする。

第六 特定個人情報保護委員会

一 組織

1 設置（第三十六条関係）

内閣府設置法に基づいて、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、
委員会は、内閣総理大臣の所轄に属するものとする。

2 任務（第三十七条関係）

委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な
取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ず
ることを任務とするものとする。

3 所掌事務（第三十八条関係）

委員会は、2の任務を達成するため、次の事務をつかさどるものとする。

- (一) 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんに関する

- (二) 特定個人情報保護評価に関すること。

- (三) 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。

- (四) (一)から(三)までの事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

- (五) 所掌事務に係る国際協力に関すること。

4 職権行使の独立性（第三十九条関係）

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。

5 組織等（第四十条関係）

- (一) 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織するものとする。

- (二) 委員のうち三人は、非常勤とすること。

(三) 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

(四) 委員長及び委員には、個人情報保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び連合組織（地方自治法の連合組織で同法による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

6 任期等（第四十一条関係）

- (一) 委員長及び委員の任期は、五年とし、再任されることが出来るものとする。
- (二) その他委員長及び委員の任期等に関し、必要な事項について定めること。

7 身分保障（第四十二条関係）

委員長及び委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

- (一) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(二) この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

(三) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(四) 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

8 罷免（第四十三条関係）

内閣総理大臣は、委員長又は委員が7のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないものとする。

9 委員長（第四十四条関係）

(一) 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表するものとする。

(二) 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならないものとする。

10 秘密保持義務（第四十八条関係）

委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならな

いものとし、その職務を退いた後も、同様とするものとする。

11 その他委員長、会議、事務局等に関し、必要な事項について定めるものとする。 (第四十五条から第四十七条まで及び第四十九条関係)

二 業務

1 指導及び助言 (第五十条関係)

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができるものとし、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができるものとする。

2 勧告及び命令 (第五十一条関係)

(一) 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を

勧告することができるものとする。

(二) 委員会は、(一)による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(三) 委員会は、(一)及び(二)にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるものとする。

3 報告及び立入検査（第五十二条関係）

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

4 適用除外（第五十三條關係）

1 から3までは、各議院審査等が行われる場合又は第四の一の1の十二の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しないものとする。

5 措置の要求（第五十四條關係）

委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができるものとし、委員会は、関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができるものとする。

6 内閣総理大臣に対する意見の申出（第五十五條關係）

委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができるものとする。

7 国会に対する報告（第五十六条関係）

委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないものとする。

三 雑則

規則の制定（第五十七条関係）

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができるものとする。

第七 法人番号

一 通知等（第五十八条関係）

- 1 国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。
- 2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地等を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができるものとする。

3 2による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたときは、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならぬものとする。

4 国税庁長官は、1又は2により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。

二 情報の提供の求め（第五十九条関係）

行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。四において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとし、行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができるものとする。

三 資料の提供（第六十条関係）

国税庁長官は、一の1による法人番号の指定を行うために必要があるときは、法務大臣に対し、商業登記法に規定する会社法人等番号その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることが

できるほか、一の1若しくは2による法人番号の指定若しくは通知又は一の4による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所所在地その他必要な資料の提供を求めることができるものとする。

四 正確性の確保（第六十一条関係）

行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないものとする。

第八 雑則

一 指定都市の特例（第六十二条関係）

地方自治法に規定する指定都市に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区市と、区長を市長とみなすものとするほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができるものとする。

二 事務の区分（第六十三条関係）

第二の一の1及び2、第二の二の1、第三の一の1及び3等により市町村が処理することとされている

る事務は、地方自治法に規定する第一号法定受託事務とするものとする。

三 権限又は事務の委任（第六十四条関係）

行政機関の長は、第二、第四、第五及び第七に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができるものとする。

四 主務省令（第六十五条関係）

この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とするものとする。

五 政令への委任（第六十六条関係）

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

第九 罰則（第六十七条から第七十七条関係）

個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者等であつて、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供した者に対する罰則等、この法律の規定に違反する行為を行った者等に対する所要の罰則を設けるものとする。

第十 施行期日等

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 準備行為（附則第二条関係）

行政機関の長等は、この法律の施行の前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができるものとする。

三 経過措置（附則第三条から第五条まで関係）

この法律の施行の日において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号の指定等及び委員会の組織等について、所要の経過措置を定めるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は政令で定めるものとする。

四 検討等（附則第六条関係）

1 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用

及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようになることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、委員会の行う監視又は監督を実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、第二の七の1の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置

を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第四の二の三の(二)の記録について総務大臣に対して開示の請求を行う者が当該開示の請求を行い、総務大臣がその者に対して通知を行うために設置される情報提供等記録開示システムを設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続又はその他の行為等を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとする。ことについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 政府は、適時に、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数

の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。